

1. 開発計画事前審査願提出部数及び照会先

改正日: 令和8年4月1日

照会先官署等	必要書類	備考	
栗東市	住宅課	◎×2	
	土木建設課	◎	
	交通政策課	◎	
	上下水道課	◎	(水道・下水道)
	都市計画課	◎	
	環境政策課	○	
	商工観光労政課	○	用途が店舗又は工場の場合は必要
	農林課	◎	
	農業委員会	◎	
	危機管理課	○	
	スポーツ・文化振興課	○	
	教育委員会教育総務課	○	
	自治振興課	○	用途が非自己居住用の場合は必要
	企業立地推進課	◎	企業立地推進計画に基づく場合は必要
県出先機関	南部土木事務所管理調整課	◎	
	甲賀土木事務所管理調整課	◎	
	県民活動生活課(県庁)	○	開発面積が2,000㎡未満の場合は不要
	南部環境事務所	◎	用途が一戸建て住宅(1区画のみ)の場合は不要
	草津保健所	◎	用途が住居系の場合は不要
	建築開発課(県庁)	◎	
その他	滋賀国道事務所	◎	申請地が国道隣接の場合は必要
	中消防署	◎	用途が一戸建て住宅(1区画のみ)の場合は不要
	草津警察署	◎	
提出部数 ()は簡易版の部数	24(7)		

(注)新年度には組織改編により提出部数に変更になることがありますので、提出前に市住宅課に提出部数を確認してください。

※申請場所及び事業内容により提出部数が増える場合があります。
 ※市街化調整区域については、住宅課に追加部数・図書の確認をしてください。

2. 提出期日

毎月10日(10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに必要部数を住宅課まで提出

3. 開発計画事前審査願の添付図書

◎詳細版
○簡易版
<ul style="list-style-type: none"> ・開発計画事前審査願(様式2) ・開発計画説明書 ・位置図(1/2,500程度) ・字限図(地番、地目、所有者名を記入) ・現況図 ・土地利用計画図 ・現況写真
<ul style="list-style-type: none"> ・権利者一覧表 ・登記事項証明書(複写可) ・造成計画平面図 ・給排水施設計画平面図 ・その他必要な図面(縦断図、横断図、構造図、建築図面等) ・市街化調整区域については法第34条の各号に該当する図書

◎(詳細版) 上記添付図書の全てを添付
 ○(簡易版) 上記添付図書のうち、□内の書類のみ添付